

○総務省令第九十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

総務大臣 村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(電気通信設備エンジニア室及び番号企画室) 第五十八条 電気通信技術システム課に、<u>電気通信設備エンジニア室及び番号企画室を置く。</u> 2 <u>電気通信設備エンジニア室は、電気通信技術システム課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</u> 一 電気通信設備の設置及び維持管理に携わる技術者に関すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 二 電気通信事業法第四十五条に規定する電気通信主任技術者及び同法第七十一条第一項に規定する工事担任者の試験に関すること。 三 電気通信事業法第七十四条第一項に規定する指定試験機関及び同法第四十九条第四項に規定する登録講習機関の指定及び登録に関すること。 電気通信設備エンジニア室に、室長を置く。 3 <u>略</u> 4 <u>略</u> 5 <u>略</u> 〔削る〕 (基幹通信室及び重要無線室) 第六十二条 <u>略</u> 2 基幹通信室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、<u>次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること(重要無線室の所掌に属するものを除く。)</u>。 イ <u>陸上に開設する無線局であつて移動中の運用を行わないもの(航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。)</u>。 ロ <u>地表又は水面から五十メートル以下の高さの空域に開設する無線局であつて移動中の運用を行わないもの(イに掲げる無線局との間に通信を行うことを目的とするものに限る。)</u>。 二 基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、<u>前号イ又はロに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること(重要無線室の所掌に属するものを除く。)</u>。 〔三 略〕 〔3〕5 略 (陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務)	(番号企画室及び企画官) 第五十八条 電気通信技術システム課に、<u>番号企画室及び企画官一人を置く。</u> 〔新設〕 2 <u>略</u> 3 <u>同上</u> 4 <u>企画官は、命を受けて、電気通信技術システム課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</u> 〔新設〕 (基幹通信室及び重要無線室) 第六十二条 <u>同上</u> 2 <u>同上</u> 一 基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、<u>陸上に開設する無線局であつて移動中の運用を行わないもの(航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。次号において「基幹通信関係無線局」という。)</u>に係る無線局免許等関係事務に関すること(重要無線室の所掌に属するものを除く。) 〔新設〕 二 基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、<u>基幹通信関係無線局に係る電波の利用の促進に関すること(重要無線室の所掌に属するものを除く。)</u>。 〔三 同上〕 〔3〕5 同上 (陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務)

第二百九十三条 陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に属すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあつては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。 〔二〕四 略 〔2 略	第二百九十三条 〔同上〕 一 陸上又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に属すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあつては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。 〔二〕四 同上 〔2 同上
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。